

セルビア知的財産庁、2011－2015年の知的財産発展戦略を公表

2011年11月23日

JETRO デュッセルドルフ事務所

セルビア知的財産庁は、11月17日、2011-2015年の知的財産発展戦略（STRATEGY OF THE INTELLECTUAL PROPERTY DEVELOPMENT for the period of 2011 to 2015）の英語版を公表した。

同戦略は、持続的な経済発展のため、知的財産権の保護を強化することを目指しており、知的財産権保護の強化、知的財産庁の独立採算制採用、エンフォースメント能力の向上、大学や公共研究機関における知財の活用促進等、知的財産の制度全般に関して幅広い取組が掲げられている。

また、セルビアは、2010年10月1日に欧州特許条約（EPC）に加盟した38番目のEPC締約国であり、さらに、EU加盟交渉開始を目指した取組も進めているところ、国内の知的財産関連法令の欧州制度への調和が多くの項目において言及されている。

同戦略において掲げられている2015年までの目標と取組の概要は次のとおり。

- － 知的財産権の保護レベルを、エンフォースメントのための効率的な手段も含め、EUと同様のレベルに確立する。特に、国内法制をEUのエンフォースメント指令（2004/48/EC）に調和させる。
- － 国内規則を新しいEU規則に永続的に調和するメカニズムを確立する。特許法、著作権法、種苗法、地理的表示法を、EUおよびEPCと更に調和させる改正を行う。
- － 知的財産庁を、自己の収入によって運営される経済的に独立した政府機関とする。知的財産庁が単なる実施庁ではなくサービスが求められるグローバルな流れにおいて、自由度の高い予算利用が必要であり、欧州の多くの庁で独立採算制が採用されている。
- － 知的財産庁の能力の少なくとも1/3をユーザーへの情報提供、知的財産の保護と実効における教育、知的財産に関する他の政府機関との調整等に從事させる。
- － 警察、税関、検察および裁判所の能力向上と権限向上によって、模倣品はEUの平均レベルまで減少し、他の知的財産権についても可能な限り短時間で処理する。たとえば、知的財産権の侵害の制裁に関して、記録の標準管理や統計的データ処理の強制制度を確立す

ること、インターネット商取引においてデータを保護するインターネット・プロバイダーの責任を法的に定義すること、警察、税関、検察、政府広報機関、裁判所および知的財産庁の協力プログラムを設立することを目指す。

- － 主要国立大学において、技術移転オフィスを設立する。
- － 科学および研究開発機関や大学と経済界との官民パートナーシップを、法令や規則による知的財産権の詳細な規定によって実施する。
- － 法律、技術、経済、農業、マネジメントの研究に携わる全ての教員において、知的財産権に関するカリキュラムが提供される。
- － 小学校のネットワークを通じて知的財産および創造をより評判のよいものにするため、小学校において市民啓蒙のプログラムを実施する。

－ 知的財産戦略は、以下参照 －

[STRATEGY OF THE INTELLECTUAL PROPERTY DEVELOPMENT for the period of 2011 to 2015 \(PDF\)](#)

－ セルビアの EPC 加盟についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
[セルビア、欧州特許条約に加盟、全加盟国数は 38 カ国へ \(PDF\)](#)

(以上)